

## 須坂市事後審査型条件付一般競争入札実施要領

須坂市事後審査型条件付一般競争入札試行要領（平成 20 年 2 月 18 日施行）の全部を改正する。  
（趣旨）

第 1 この要領は、入札及び契約の適正化の推進を図るために須坂市が行う建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）の実施に関して財務規則（平成 2 年須坂市規則第 6 号。以下「規則」という。）及び入札心得（平成 10 年 4 月 1 日施行）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 この要領において、「事後審査型条件付一般競争入札」とは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定に基づく資格を定めて行う一般競争入札において、開札後に入札参加資格要件の確認審査を行い、落札を決定する方式の入札をいう。

（対象案件）

第 3 対象となる案件は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める設計金額の建設工事及び建設コンサルタント等の業務のうち、須坂市建設工事等入札制度合理化対策要綱（平成 4 年須坂市告示第 181 号）第 16 に規定する建設工事等指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）又は第 17 に規定する建設工事等指名業者選定委員会の部会（以下「部会」という。）が指定したものである。

- (1) 土木一式工事 800 万円以上
- (2) 建築一式工事 900 万円以上
- (3) 電気工事及び電気通信工事 600 万円以上
- (4) ほ装工事、管工事及びその他工事 700 万円以上
- (5) 建設コンサルタント等の業務 指名競争入札によりがたい場合

2 一般競争入札以外の入札方式によりがたい場合であつて、特別の事由があるときは、前項第 1 号から第 5 号の規定にかかわらず対象案件とすることができる。

（入札参加資格要件）

第 4 一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格要件」という。）は、公告の日から落札決定日の間において、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 共通する入札参加資格要件

- ア 施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 号又は測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 57 条に基づくに基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- ウ 須坂市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要綱（平成 6 年須坂市告示第 27 号）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- エ 須坂市建設工事等入札参加資格者名簿に登録があること。
- オ 有効な経営事項審査を有している者であること（建設工事に限る）。
- カ 対象案件に係る設計業務の受託者でないこと。
- キ 市税について未納がない者であること。

(2) 案件ごとに定める入札参加資格要件

- ア 入札に付する建設工事の種類又は業務に対応した入札参加資格を有すること。
- イ 建設業の許可又は業務（部門）の登録に関する要件を満たしていること。

- ウ 営業所の所在地に関する要件を満たしていること。
- エ 資格総合評点に関する要件を満たしていること（建設工事に限る）。
- オ 施工（履行）実績に関する要件を満たしていること。
- カ 配置技術者に関する要件を満たしていること。
- キ 地域貢献等に関する要件を満たしていること。

（3）前各号に掲げるもののほか、必要に応じ委員会又は部会が対象となる案件ごとに定める要件を満たしていること。

2 第1項第2号及び第3号に定める入札参加資格要件は、選定委員会又は部会において決定する。  
（入札の制限）

第5 次の各号に掲げる者は、同一の一般競争入札に参加することができない。

- （1）会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に規定する親会社と子会社の関係にある場合及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合のいずれかに該当する者。
- （2）一方の会社役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合及び一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合のいずれかに該当する者。
- （3）第4第1項第1号カに規定する者と前各号に掲げる関係にある者は、同一の一般競争入札に参加できない。

（入札の公告）

第6 一般競争入札を実施するときは、須坂市ホームページへ入札公告を掲載する。

2 前項の入札公告には、規則第106条に掲げるもののほか、次に掲げる事項もあわせて公告する。

- （1）入札参加申請に関する事項
- （2）設計図書等に対する質問・回答に関する事項
- （3）最低制限価格又は低価格入札審査（失格基準価格）に関する事項
- （4）工事（業務）費内訳書の提出に関する事項
- （5）契約保証金に関する事項
- （6）前払金・中間前払金に関する事項
- （7）入札参加資格要件の確認及び落札者の決定方法に関する事項

（設計図書等の頒布及び閲覧）

第7 設計図書等は原則として須坂市ホームページに掲載する。その他の方法による場合は、入札公告に明示する。

2 設計図書等は、発注担当課において閲覧に供するものとする。

3 前各項の掲載及び閲覧は、入札日当日まで行うものとする。

（設計図書等に対する質問・回答）

第8 設計図書等に対する質問は、発注担当課を窓口とし、別で定める様式によりファクシミリを用いて行うものとする。なお、質問及び回答は須坂市ホームページに掲載するものとする。

（入札参加申請）

第9 一般競争入札に参加を希望する者は、事後審査型条件付一般競争入札参加申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により入札参加申請を行うものとする。

2 申請書は、公告に明示した受付期間内に入札担当課へ持参するか、又は、受付期間内に到着するよう郵送により提出するものとする。なお、郵送により申請書を提出する場合は、あて先を入札担当課とし、「事後審査型条件付一般競争入札参加申請書在中」と明記の上、簡易書留又は一

般書留によるものとし、切手を貼った返信用封筒を同封するものとする。

- 3 申請書は、須坂市ホームページからダウンロードするものとする。
- 4 受付期間最終日の受付は午後4時までとする。
- 5 受付期間を過ぎて持参又は郵送によって到着した申請書は受理しない。また、当該一般競争入札において明らかに入札参加資格を有さない者であると判明したときも受理しない。
- 6 申請書の提出は2部とする。提出された申請書に収受印を押し、一部を申請者に交付するものとする。

(落札候補者の決定)

第10 予定価格以下で最低の価格を掲示したもの(最低制限価格又は失格基準価格未満での入札者を除く。)を落札候補者とし、落札を保留するものとする。

- 2 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札候補者の順位を決定する。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、入札執行者はその者に代わって当該入札事務に関係のない市の職員にくじを引かせるものとする。

(入札参加資格確認書類の提出)

第11 落札候補者は、落札候補者を決定した日の翌日(閉庁日を含まない。)までに、次に掲げる入札参加資格確認書類(以下「確認書類」という。)のうち公告で示した確認書類を入札担当課に提出しなければならない。

- (1) 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)
- (2) 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し(建設工事に限る。)
- (3) 建設業許可証明書(建設業許可通知書でも可)又は登録証明書等の写し
- (4) 納税確認書(様式第3号)
- (5) 施工(履行)実績調書(様式第4号)
- (6) 配置技術者決定届(様式第5号)(建設工事に限る。)
- (7) 配置技術者調書(様式第6号)
- (8) 地域貢献等申出書(様式第7号)
- (9) 前各号に掲げるもののほか、公告で示した確認書類

- 2 落札候補者が、前項に規定する提出期限内に確認書類を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

(入札参加資格の審査及び落札者の決定)

第12 財政課において落札候補者から提出のあった確認書類を審査し、入札参加資格要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格以下で応札(最低制限価格又は失格基準価格未満での入札者をのぞく。)した次順位者から確認書類を求め審査する。なお、入札参加資格要件を満たしている者1者が確認できるまで順次行うものとする。

- 2 次順位の落札候補者となるべき者が2者以上となる場合は、別に指定する日時及び場所において、第10第2項の規定による方法で落札候補者の順位を決定する。
- 3 低価格入札審査基準価格(最低制限価格を設定した場合を除く。)を下回った場合には、須坂市建設工事に係る低価格入札審査会設置要綱(平成11年7月7日施行)に基づき、低入札価格調査を実施した上で落札者を決定するものとする。
- 4 落札者の決定は、確認書類の提出があった日から起算した2日(閉庁日は含まない。)以内に行うものとする。

5 落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し電話等の方法により連絡し、契約締結に必要な指示を与えるものとする。

6 第1項の審査において入札参加資格要件を満たさないと認められた者に対しては、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（入札参加資格がないと認められた者への説明）

第13 入札参加資格がないと認められた者は、第11第6項の通知をした日の翌日から起算して3日以内（閉庁日を含まない。）に、市長に対して書面（様式第9号）により、入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。

2 市長は、前項の説明を求められたときは、前項の書面を受理した日の翌日から起算して4日以内（閉庁日を含まない。）に書面により回答するものとする。

3 前2項に係る書類は、事後に公表することがある。

（現場説明会）

第14 本要領により一般競争入札に付す案件は、現場説明会を行わない。

（申請書及び確認書類等）

第15 申請書及び確認書類並びにその他資料等（以下「申請書等」という。）について、特に必要があると認めた場合は、市長は説明を求めることができる。

2 申請書等に係る費用は、入札参加申請者の負担とし、提出後の書類は返却しない。

3 申請書等を無断で他の用途に使用しないものとする。

（補則）

第16 この要領に定めるもののほか、一般競争入札の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。